

日高市障害者相談支援センターの活動報告について（説明）

1. 令和6年度の委託による基本相談の事例報告について

市では、基本相談支援を行っている事業所が3か所と計画相談支援を行っている事業所が5か所あります。計画相談支援については、サービス及び継続サービスの利用支援の実績に応じ、計画相談支援給付費が事業所に支払われており、利用者のプランや定期的なモニタリングの提出が求められるため、見える形で実績が評価されます。

これに対し、基本相談支援については、市から支払われる委託料により運営されていますが、実績はあるものの内容についての評価がありませんでした。

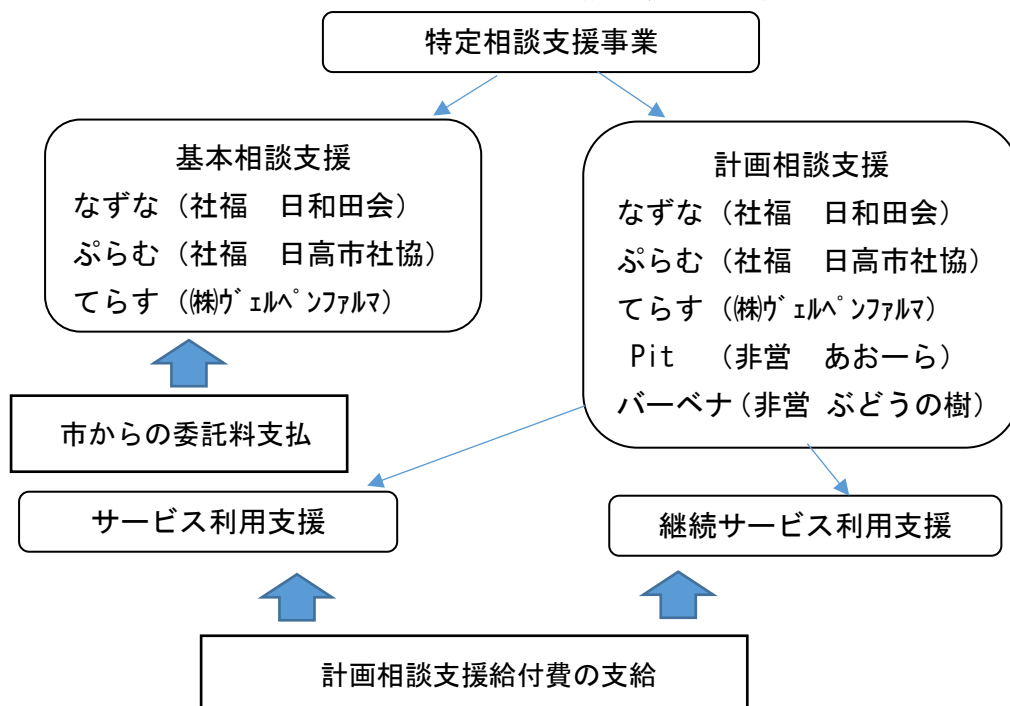
基本相談は、サービスの利用を開始するための計画相談に繋げる事を目的としていますが、中には途中で途切れるものや他の支援へ繋がるものもあります。

先日、障がい福祉課との基本相談支援を行っている3つの事業所が行う、「インテーク会議」（初回面接のマネジメントを評価する会議）において、現在進行形の基本相談案件の情報共有を図ることで、少しでも支援が行き届かない相談者がいないよう対策を図ることとしました。

そして、これらの事例を協議会において報告することで、委員からのご意見やご感想により、実績の評価を頂き、3つの事業所へ報告を行うことを予定しています。

また、市では、障がい福祉計画において、令和8年度までに基幹相談支援センターの設置を予定しています。今後、センター設置後の運営を円滑に行うためにも、定期的に委託相談の事例報告を行い、問題や課題の抽出を容易にしたいと考えています。

市の現在の障がい者相談支援事業の体制

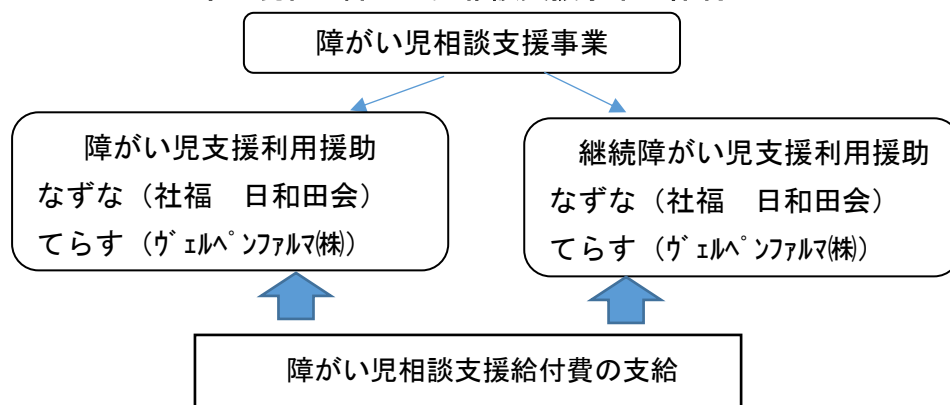


2. 障がい児相談支援の現状と課題について

市には、障がい児相談支援事業所が2か所あります。これまで行われてきたインターク会議でのケース報告・検討等を通じて支援の問題と課題を抽出し、改善策（案）をまとめました。

協議会においてご意見・ご感想を頂き、新年度以降の改善に向けた取り組みとしていきたいと考えています。また、「基幹相談センター」や、体制を模索中である、「児童発達支援センター」の運営を円滑にするための資料としたいと考えています。

市の現在の障がい児相談支援事業の体制



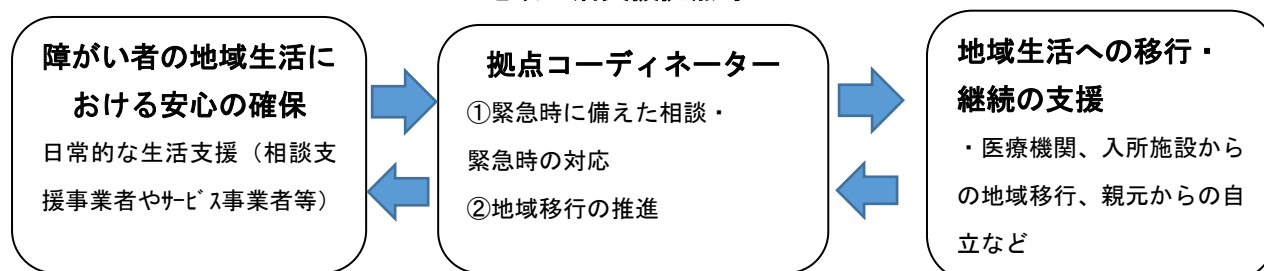
3. 地域生活支援拠点等整備に向けた現状の把握

国は、各自治体に、基幹相談支援センターの設置と同時に、地域生活支援拠点等整備（① 緊急時に備えた相談や短期入所等の受入・対応整備、② 入所施設や病院、「親元からのグループホームや一人暮らし等への生活場の移行をしやすい支援」を求めています。

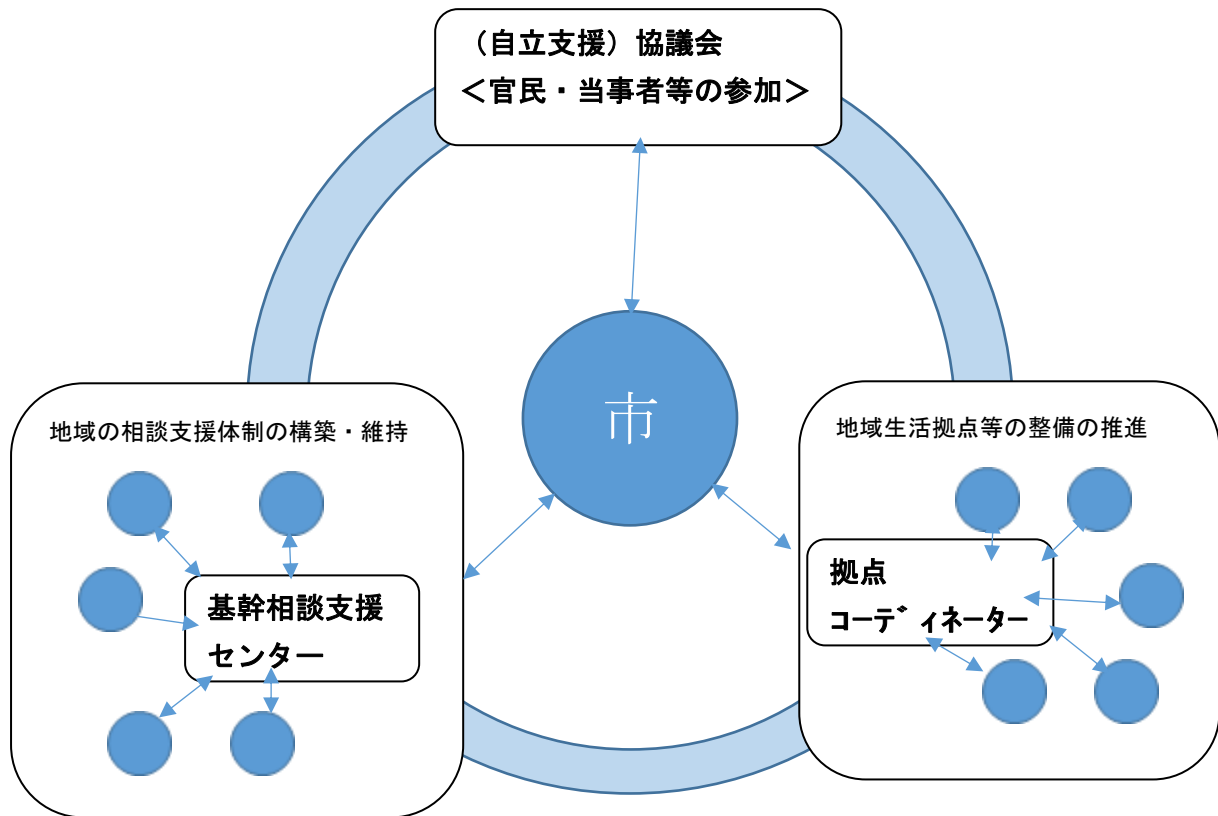
これについて市では、令和5年3月に「日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱」において、市内の事業所が連携して体制を整える「面的整備型」として位置づけているところです。しかしながら、具体的に体制を整える状況に至っておりません。

今回、①について、各相談支援専門員で担当するケースの集約を行いました。これにより問題や課題を抽出し、協議会においてご意見ご感想を頂くことで、今後の体制整備の資料としていきたいと考えています。

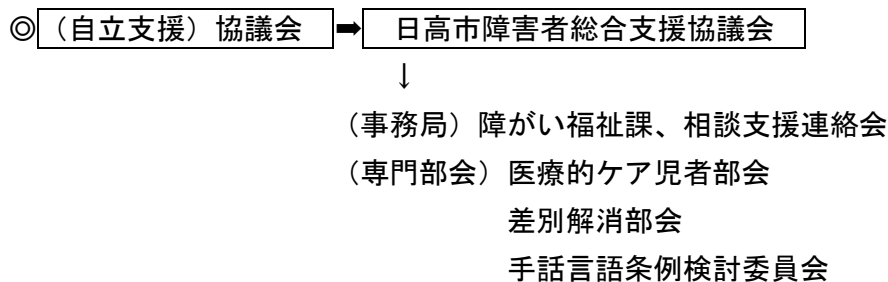
地域生活支援拠点等



3つの機能の連携・兼務のイメージ



3つの機能の日高市の状況



今後、基幹相談センターの設置に向けて、協議会を活性化させるため、市に必要な専門部会の設置や、専門部会整理を検討したい。

(他市の例) 市の相談支援について検討する相談支援部会。障がい児の未就学から就学後の切れ目の無い支援について検討する障がい児部会。地域拠点の整備や医療的ケア児者の支援について検討する体制整備の部会。差別解消や虐待防止等を検討する権利擁護部会など。

◎基幹相談センター ➡ 未設置

現在は、障がい福祉課で協議会、相談支援連絡会等の運営を担っている。

設置の条件として、主任相談支援専門員等による地域の中核的な役割を担う人材の配置が求められおり、事例に対する対応例等により人材育成を活性化させたい。

◎地域生活拠点等の整備 ➡ 未整備

日高市のように拠点整備に必要な短期入所施設等が少ない自治体は整備されていないことが多いが、緊急時に備え、個別案件毎に平時から調整する事例もあり参考にしたい。